

令和2年度 三原市一般会計補正予算（第2号）等の概要

1 補正予算

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	52,996,000	9,671,200	62,667,200
特 別 会 計	23,268,640	2,000	23,270,640
うち、国民健康保険（事業勘定）特別会計	9,760,150	2,000	9,762,150
企 業 会 計	12,198,117	—	12,198,117
計	88,462,757	9,673,200	98,135,957

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 国の補正に伴うもの (9,505,600 千円)

- ① 総務費 特別定額給付金事業費 9,391,000 千円
 ② 民生費 子育て世帯臨時特別給付金事業費 114,600 千円

(B) 事業費の増に伴うもの (165,600 千円)

- ① 総務費 新型コロナウイルス感染症対応事業費 150,400 千円
 ② 民生費 児童手当給付事業費 700 千円
 ③ 衛生費 母子保健事業費 14,500 千円

○ 特別会計

国民健康保険（事業勘定）特別会計 (2,000 千円)

事業費の増に伴うもの 2,000 千円

総務費 総務管理費

特別定額給付金事業【9,391,000千円】

1 給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

2 給付額

給付対象者1人につき10万円

3 給付金の申請及び給付方法

感染拡大防止を目的に、申請から入金までのすべての手続きを非接触型で行うため、給付金の申請は、次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

①郵送申請方式

- ・市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送

②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子申請により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

4 給付スケジュール（予定）

5月上旬	オンライン申請開始
5月中旬	申請書発送（5/15頃）
5月下旬	給付金支給開始（第1回目の給付は5/22で準備中、以後随時給付）
8月中旬	受付締め切り（受付開始日から3か月以内）

5 その他

給付金に関する相談や窓口対応、給付作業等は、中央公民館に拠点を設け、対応する。

総務費 総務管理費

新型コロナウイルス感染症対応事業【10,000千円】

検査等医療体制支援事業費補助

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の充実を図るため、検体採取及び診察を行う市内医療機関に対し、施設整備、備品購入等に必要な経費の全部又は一部を補助する。

2 補助対象者

市内医療機関

3 補助対象経費

- ・検査及び外来専用（プレハブ又はテント等）施設整備費（工事費を含む。）
- ・関連用品等購入費など

衛生費 保健衛生費

母子保健事業【14,500千円】

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年3月から延期している幼児健康診査（集団健診方式）について、医療機関での個別健診方式に変更する。

乳幼児相談については、集団保健指導の機会に併せて実施していたものを個別相談に変更する。

(1) 対象健康診査等

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5か月児相談、2歳児相談

(2) 実施方法

○幼児健康診査については、医療機関による個別健康診査方式で実施。

健康診査（1歳6か月児・3歳児） 市内小児科医院等 9医療機関

歯科健康診査（1歳6か月児・2歳児・3歳児） 市内歯科医療機関 51医療機関

○乳幼児相談については、保護者からの問診票の返送を受け、市からの電話等による個別相談を実施する。

(3) 実施期間

新型コロナウイルス感染症の終息期までを想定。

民生費 児童福祉費

子育て世帯臨時特別給付金事業【114,600千円】（国補助 10/10）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当（本則給付※）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

※本則給付とは、世帯主等が所得制限未満である世帯

2 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分含む。）の児童手当（本則給付）の受給者

3 対象児童

(1) 児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む。）

(2) 3月31日までに生まれた児童が対象

4 対象児童見込数

11,100人

5 給付額

対象児童一人につき 1万円

6 申請手続き

児童手当受給者は申請不要。ただし、給付を希望しない場合は、申し出（市からの通知到達から2週間程度）が必要。また、公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請することが必要。

7 支給時期

準備が整い次第、できるだけ早い時期（6月下旬～7月中旬）

総務費 総務管理費

新型コロナウイルス感染症対応事業【30,000千円】

雇用継続助成金交付事業

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響を受けた市内の中小企業者に、雇用継続助成金を支給することにより、中小企業の経営安定及び雇用の継続を図る。

1 対象者

感染症の影響を受けた事業者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に事業所等を有する事業者
- (2) 厚生労働省が特例措置した「雇用調整助成金※」の交付を受け、雇用を継続する事業者
- (3) 市税を滞納していない者

※ 雇用調整助成金（厚生労働省所管，ハローワークで手続）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行わせ、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当の一部を助成（支給限度日数100日，1人当たりの上限額8,330円/日，解雇等を行わない場合，助成率が最大9/10）

2 助成金の額

交付を受けた雇用調整助成金対象額の1/10以内（上限額1,000千円）

3 助成対象期間

令和2年4月から令和3年3月まで

4 事業費

上限額1,000千円×30件＝30,000千円